平成２２年（フ）第５１１号
高知市梅ノ辻21番14号　リヴィエール大高507号
債務者　金森　雅代
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３６号
高知県南国市小籠470番地２
債務者　松村　唯子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１０号
福岡県飯塚市幸袋612番地６高橋アパート１Ｆ、前住所福岡県飯塚市花瀬49番地１
債務者　益田れい子（旧姓松長）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１１２号
福岡県嘉麻市下山田68番地25
債務者　船津　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１５５号
宮崎県日向市梶木町２丁目155番地
債務者　藤本　真紀（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７３号
宮崎県延岡市大貫町５丁目2007番地
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７８号
宮崎県延岡市中の瀬町１丁目5316番地１
債務者　迫田千鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３５７号
秋田県潟上市天王字上江川47番地704
債務者　小玉　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地157　県営南ケ丘住宅12―102
債務者　小野　誠子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８９号
京都府八幡市八幡平田20番地の２　セントラルレジデンス３号館405
債務者　石川　弘美（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７４号
京都市上京区衣棚通寺之内上る下木下町174番地　グレースコート寺之内303号
債務者　齋藤愛里華（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７６号
京都市左京区岩倉西宮田町84番地　402
債務者　北川　彰子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２９号
京都府八幡市男山竹園３番地　A15―301
債務者　藤本　民二
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２９号
京都府八幡市男山美桜９番地８　５―201号
債務者　鎌野　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３６号
京都府八幡市美濃山井ノ元72番地
債務者　武田正雄こと　鄭　　周敬
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６７号
京都市伏見区竹田藁屋町61番地　パンスケープ501
債務者　足立　惣平
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０２号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地９　桂川ハイツ５号館202号室
債務者　中田　光廣
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係